秋田市社協ホームヘルパー事業所 居宅介護・重度訪問介護・同行援護 運営規程

## (事業目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秋田市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が設置する秋田市社協ホームヘルパー事業所(以下「事業所」)において実施する指定障がい者福祉サービス事業の居宅介護(以下「居宅介護」という。)、重度訪問介護(以下「重度訪問介護」という。)及び同行援護(以下「同行援護」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護(以下「居宅介護等」という。)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障がい児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との連携を重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障がい者支援施設、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障がい福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、障害者総合支援法(以下「法」という。)及び法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の「人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

# (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 秋田市社協ホームヘルパー事業所
- (2) 所在地 秋田市八橋南一丁目8-2 秋田市老人福祉センター内

# (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業に従事する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。場合によって居宅介護等の提供に当たる。

- (2) サービス提供責任者 7名以上
  - (ア) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した書面(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあっては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあっては「重度訪問介護計画書」、指定同行援護にあっては「同行援護計画書」という。) を作成

- し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書又は同行援護計画書(以下「居宅介護計画等」という。)を交付する。
- (イ) 居宅介護計画等の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行う。
- (ウ) 事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従事者に対する技術指導等のサービスの 内容の管理等を行う。
- (3) 従事者 常勤5人以上、常勤換算7人以上

従事者は、介護福祉士、ホームヘルパー養成研修1級、2級課程修了者、介護基礎研修修了者、介護 職員初任者研修修了者、重度訪問介護従事者養成研修修了者とする。

従事者は、居宅介護計画に基づき居宅介護の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名必要な事務を行う。

#### (営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
  - (1) 営業日は居宅介護等の利用申し込みに係る調整、苦情受付などは月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
  - (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
  - (3) サービス提供日及びサービス提供時間は、365日、午前6時から午後10時とし、この時間以外の サービス提供については相談に応ずることとする。ただし、天災その他やむを得ず業務を遂行できな い日を除くものとする。
  - (4) 上記の営業日、営業時間以外に緊急時等の連絡が必要な方には常時連絡が可能な体制とする。

### (居宅介護を提供する主たる対象者)

- 第6条 居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
  - (1) 身体障がい者(18歳未満の者を除く)
  - (2) 知的障がい者(18歳未満の者を除く)
  - (3) 障がい児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)
  - (4) 精神障がい者(18歳未満の者を含む)
  - (5) 難病患者 (障害者総合支援法における対象疾患)
- 2 重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
- (1) 身体障がい者(18歳未満の者を除く)
- (2) 障がい児(18歳未満の身体に障害のある児童のみ)
- 3 同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
- (1) 視覚障がいを有する身体障がい者(18歳未満の者を除く)
- (2) 視覚障がいを有する障がい児(18歳未満の身体に障害のある児童のみ)

# (居宅介護等のサービス内容)

- 第7条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 居宅介護計画等の作成

- (2) 身体介護に関する内容
  - ア 食事の介護
  - イ 排せつの介護
  - ウ 衣類着脱の介護
  - エ 入浴の介護
  - オ身体の清拭、洗髪
  - カ 通院等の介助(事業所の従事者が自ら運転して実施する通院等の介助を除く。)
  - キ その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
  - ア 調理 (配膳、片付けを含む)
  - イ衣類の洗濯、補修
  - ウ住居等の掃除、整理整頓
  - エ生活必需品の買い物
  - オ 関係機関との連絡
  - カ その他必要な家事
- (4) 重度訪問介護に関する内容

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並 びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

- (5) 同行援護に関する内容
  - ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)
  - イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
  - ウ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
- (6) 前各号に掲げる便官に附帯する便官
  - (2) から(6)に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

# (居宅介護等の利用)

第8条 居宅介護等を利用するに当たって本会と利用者及び障がい児の保護者(以下「利用者等」という。) との間で「居宅介護等サービス契約書」の締結を行うこととする。ただし、緊急を要すると会長が認めた場合にあっては、契約の締結は事後でも差し支えないこととするが、その旨を利用者等へ十分説明をし、理解を得ることとする。

## (利用者等が負担する費用の額等)

- 第9条 居宅介護等を提供した際には、利用者等から当該居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受ける ものとする。ただし、生活保護受給世帯からは当該利用者負担額を徴収しないこととする。
- 2 本会と契約したサービス量でかつ利用者負担上限月額の範囲で居宅介護等を提供した際は、利用者等から法の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。
- 3 社会福祉法人等による軽減措置に適用となった利用者へ居宅介護等を提供した際には、利用者負担上限月額の半額を超えた額については徴収しないこととする。
- 4 居宅介護等を提供した際に公共交通機関等を利用した場合の交通費、施設の入場料や利用料などは、その実費を利用者等が負担するものとする。

- 5 第4項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。
- 6 第2項の利用者負担額は、1ヶ月ごとに計算し、利用者等から費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者等に対し交付するものとする。
- 7 利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のとおりキャンセル料が発生します。ただし、利用者 の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時 間	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	1,500円

## (利用者負担額等に係る管理)

- 第10条 利用者が利用者負担上限管理対象者に該当し、複数の事業所から障害福祉サービスを利用する場合で本会の事業所が利用者負担の上限額管理者になったときは当該市町村へその旨を届けるものとする。
- 2 上限額管理者となった場合は、利用者負担上限額管理結果票を作成するなど必要な上限額管理事務を 行うものとする。

## (通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、秋田市の全域とする。

ただし、同行援護については、秋田県内とする。

## (虐待防止等)

- 第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催
  - (2) 虐待の発生・再発防止の指針を整備
  - (3) 従事者に対し虐待の発生・再発防止の研修の実施
  - (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を配置する
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (緊急時等の対応)

- 第13条 従事者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が 生じたときは、速やかに主治医へ連絡をする等の措置を講ずるとともに、管理者に報告することとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 居宅介護等の実施中に天災その他の災害が発生した場合は、従事者は必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

## (衛生管理等)

第14条 居宅介護等に使用する用品等を清潔に保持し、定期的に消毒を施す等、衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従事者は常に清潔な状態を保持するため、消毒用アルコールを含んだ綿を携帯し、サービス終了後、 手指等の消毒を行うこととする。
- 3 本会は、従事者に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努め、年1回以上の健康診断を行うことと する。
- 4 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

## (苦情解決)

- 第15条 提供した居宅介護等に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した居宅介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該職員からの質問若しくは照合に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 3 秋田県運営適正化委員会が行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

#### (事故発生時の対応)

- 第16条 利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、 当該利用者に係る関係者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 利用者に対する居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

### (秘密保持等)

- 第17条 本事業所の従事者は、正当な理由が生じた場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することとする。
- 2 本会は、従事者および退職により従事者でなくなった後においても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、必要な措置を講じる。
- 3 ケアカンファレンス等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書により了承を得ることとする。

## (業務継続計画)

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## (身体拘束等の禁止)

- 第19条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

# (その他運営に関する重要事項)

- 第20条 事業所は、職員の資質の向上のために採用時研修や継続研修の機会を設けるものとし、また、 業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- 2 従事者は、その勤務中常に身分を証明する帳票を携帯し、初回訪問時及び利用者から求められた時は、これを提示するものとする。
- 3 従事者は、居宅介護等を提供した際には、その提供日時及び内容、訪問した従事者氏名を記載した書類を利用者から確認してもらうこととする。
- 4 事業所は、利用者等に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、会長が定めるものとする。
- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成22年9月24日から施行する。
- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成23年4月20日から施行する。
- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成24年8月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成24年10月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年5月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年8月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年10月7日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年10月20日から施行する。

- 1 この規程は、平成26年2月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成26年5月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成26年6月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成26年9月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成26年9月15日から施行する。
- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成27年3月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成27年5月22日から施行する。
- 1 この規程は、平成27年6月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成27年12月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成28年1月31日から施行する。
- 1 この規程は、平成29年9月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成30年5月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成30年5月21日から施行する。
- 1 この規程は、平成30年6月2日から施行する。
- 1 この規程は、平成30年9月16日から施行する。
- 1 この規程は、平成30年11月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成31年1月31日から施行する。
- 1 この規程は、令和 1年8月 1日から施行する。
- 1 この規程は、令和 1年12月 1日から施行する。
- 1 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 1 この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 1 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- 1 この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 1 この規程は、令和 6年 3月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。